

# 確定申告

2月16日から  
3月15日まで  
役場3階大会議室

所得税の確定申告、町県民税の申告の時期になりました。みなさん、準備はお済みですか？申告は、2月16日から3月15日までです。事前に必要な書類を準備し、期限内に済ませましょう。



「とき」 2/16(金)～3/15(木)の毎日  
受付時間 午前9時～午前11時30分  
午後1時～午後4時

「ところ」 役場3階 大会議室

\*なお、税務署の出張相談はありませんので、次の納税相談は、鳥取税務署でお願いします。

## 鳥取税務署での申告となります

土地、建物等の譲渡に係るもの  
農業所得を除く事業所得や不動産所得等に係るもの  
青色申告に係るもの

### 《確定申告の必要な人》

- ・事業所得（商業・工業・農業・漁業などによる所得）や不動産所得（地代・家賃）などのある人で、1年間の所得金額の合計額が所得控除合計額を超える人
- ・土地、建物などを譲渡した人
- ・サラリーマンで年収が2千万円を超える人
- ・2ヶ所以上から給与を受けている人
- ・主たる給与所得以外の所得が20万円を超える人
- ・医療費控除や住宅借入金等特別控除（年末調整ができなかった人）等を受ける人

### 《確定申告に必要なもの》

申告の時には下記のものが必要です。忘れずにご持参ください。

- ・印鑑
- ・本人名義の預金口座番号、預金の種類、金融機関名わかるもの
- ・確定申告書が税務署から送付されている方はその申告書（中身をご確認ください。）
- ・給与所得者および年金受給者は源泉徴収票
- ・生命保険料および損害保険料の控除を受ける方は、支払保険料の証明書
- ・国民年金保険料について社会保険料控除を受ける方は、支払った納付証明書

- ・医療費控除を受ける人

支払った医療費の領収書（日付が平成18年1月1日から平成18年12月31日のもの）と保険金などで補てんされた金額の明細書（領収書は、合計金額の集計をお願いします。）

- ・農業をしている方

農業所得の計算は、収支計算（農業収入から必要経費を差し引いて農業所得を計算する方法）になっています。帳簿、営農総合口座取引集計表、領収書など、18年中の収入や支出のわかるものをご覧になって、収支内訳表の記入・提出をお願いします。

- ・事業所得等のある方

帳簿、領収書など、18年中の収入・支出のわかるものをご覧になって、収支内訳表の記入・提出をお願いします。

- ・住宅借入金等特別控除を受ける人  
床面積50平方メートル以上で、自己所有、10年以上の住宅ローンであることなど、条件があります。
- ・住民票の写し
- ・住宅ローン等の借入金の年末残高証明書（金融機関発行のもの）
- ・家屋の登記簿謄本、請負契約書などで家屋の取得年月日、床面積、取得価額などがわかる書類

《増改築の場合は、追加で次のいずれか》

- ・増改築等工事証明書
- ・建築確認済証の写し
- ・検査済証の写し